令和９年度開設分

「小規模多機能型居宅介護事業所」「看護小規模多機能型居宅介護事業所」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」

開設事業者募集要項【開設準備経費補助】

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

１　はじめに

小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下、「対象事業所」という。）の開設を促進し、地域における介護サービス提供基盤の開設を推進するため開設準備経費補助事業を行います。

この補助事業は、「名古屋市地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱」に基づく事業です。この補助金を活用した当該事業所の開設を希望される事業者におかれましては、**当該要綱、本要項及び関係法令等を十分にご理解の上、応募いただきますようお願いします。**

２　開設準備経費補助事業の概要

（１）補助対象経費

〇事業所開設前６ヶ月間に係る経費

対象事業所の開設又は既存施設の増床の準備に伴う経費で開設前６ヶ月間（既存施設の増床による場合は、増床に伴う定員の変更日の前日から遡り６ヶ月間）に係る以下の経費が対象です。ただし、**他の制度で経費助成（補助）を受けている経費や、交付目的に照らし適当と認められない経費は対象外です。**また、**開設時期が遅延すると、支出した経費が補助対象外となる場合や、一旦、交付された補助金を返還していただく場合がありますのでご留意ください。**

・看護、介護職員等（職種は問わず）の雇上経費（最大６ヶ月間の訓練期間における、給料・職員手当など）
・職員募集経費（広報誌の発行・掲載費、就職説明会等の活動費　等）
・普及啓発経費（利用者、家族および地域住民への説明会等の活動費　等）
・周知広報経費（パンフレット作成、ホームページ開設等のＰＲ費用　等）
・開設準備事務経費（経営コンサルタント（会計処理、労務管理、開設届出書類等の作成等）に要する経費　等）
・開設前事業所研修に利用する備品購入費※（テレビ、ベッド、共有部分の什器、車両、機械浴　等）
・事務機器等の備品購入費※（パソコン、事務机、その他事務機器のほか、円滑な事業所開設に必要と判断される備品など）

※「備品購入費」については、**開設後にのみ使用する家具や装飾品、開設後に発生する経費（クラウド利用料、リース料、保証料等）等、開設準備にあたらないものは補助対象外となります。**

（２）開設準備経費補助金額

〇小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所、
看護小規模多機能型居宅介護事業所及びサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所
（以下、「小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）
1,120 千円×宿泊定員数
〇定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
18,800 千円

・ただし、開設準備に要した費用がこの額に満たない場合には、実際に開設準備に要した費用を上限とします。
・この補助は愛知県の「地域医療介護総合確保基金」（以下「基金」という。）を活用して行うものであり、本市及び愛知県における令和９年度予算編成（令和９年３月議決予定）の過程で補助金額が低くなる場合や補助そのものがなくなることもありますのでご了承ください。

＜参考：令和８年度本市予算の補助単価＞
小規模多機能型居宅介護事業所等　「1,036 千円」
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所　「17,400 千円」

３　募集の概要

（１）応募資格

○補助対象法人の限定はありません。
○介護保険法に規定する欠格事由に該当していないこと。
○介護保険法及び老人福祉法の規定を遵守していること。
○本市が実施した過去の事業者公募での採択内容を遵守していること。

○株式会社や有限会社等の営利法人も補助対象となります。
○介護保険法に規定する欠格事由に該当していないこと。
介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号及び第 115 条の 12 第 2 項各号に規定する事業者指定のための欠格事由に該当していないことが必要です。
なお、応募時においてこの欠格事由に該当しない場合であっても、事業者指定時において該当することがあれば、事業者指定ができませんのでご留意ください。
○介護保険法及び老人福祉法の規定を遵守していること。
下記①、②に該当する法人（その法人と代表者を同一人物とする法人も含む）は応募できません。
① 応募時において、次に該当する法人
・介護保険法及び老人福祉法その他法令に明確に違反していると認められる法人
・介護保険法第 23 条の規定に基づき実施した実地指導における文書指示事項に対し、示された期限までに改善状況報告書を提出していない法人
・その他、市長が不適切と認める法人
② 応募時より過去 5 年以内に、次に該当した法人
・介護保険法に基づく一部効力の停止処分を受けた法人
○本市が実施した過去の事業者公募での採択内容を遵守していること。

（２）募集圏域

○市内の全区域

募集圏域は限定せず、市全域で募集します。

（３）整備地

【対象外事業について】
災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンにおいて新築整備・増築・改修する事業所は、例外要件を満たす場合を除き補助対象外となります。

○災害レッドゾーンにおいて新規整備する場合
防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等は交付の対象とします。

○災害イエローゾーンにおいて新規整備する場合
次の条件を満たす場合には、交付の対象とします。
・防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等
・土砂災害警戒区域または浸水深 1 メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次の①から④全てに該当する場合
・浸水深 1 メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次の③および④に該当する場合

① 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。
② 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する区において、災害イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、名古屋市の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
③ 新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。
④ 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

土砂災害が発生するおそれがある土地(「急傾斜地崩壊危険区域」「土砂災害特別警戒区域」)での計画は、上記条件に加えて愛知県知事の許可が必要です。

（4）開設時期

〇令和9年度内(令和10年3月末まで)の開設準備完了厳守

令和9年度中(令和10年3月末まで)に事業所の開設準備を完了し、事業者指定を令和10年4月までに受けることを条件とします。

補助事業の開始は本市からの交付決定後となり、交付決定前の開始は認められません。交付決定は、本市からの内示を受けた事業者が交付申請を行い、内容を確認したのちに決定します。**本市からの内示は、国から愛知県及び愛知県から本市への内示を待ってのものとなりますが、令和9年秋頃となる可能性が示されています。**その場合は、補助事業の開始時期が遅れることが予想されますので、ご承知おきください。

4　募集期間

〇令和8年7月6日（月）から令和8年9月4日（金）午後5時まで（必着）

本募集要項に則り応募される法人の方は、「事業所開設申出書」を上記の募集期間内に提出してください。募集期間を過ぎての受付は、一切行いません。応募に際して提出していただく事業所開設申出書は、「NAGOYA かいごネット（ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽhttps://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/)」からダウンロードしてください。

なお、事業所開設申出書等の提出に際しましては、**郵送、メール又はご持参いただきますようお願いします。**メールの場合は件名を「令和9年度開設準備経費補助申出書の送付」としてください。郵送及びメールの場合は期限内に当課あてお電話にて到着確認をしてください。ご持参いただく場合は、事前に当課までご連絡ください。

また、事業所開設申出書を提出いただいた後は、申出に基づく「開設協議書」を「令和8年10月2日（金）午後5時（必着)」までに提出いただきますが、「開設協議書」の様式については、事業所開設申出書のご提出後に送付いたします。(開設協議書はメールにてご提出をお願いします。原本の提出が必要な書類は、郵送又は持参でのご提出をお願いします。なお協議書の確認のためご来庁もお願いしておりますのでご了承ください。)

5　開設準備経費補助事業における留意事項

（1）開設準備経費補助金の内示

愛知県から本市に対し次年度の基金の内示が示され次第、本市から事業者あてに補助金の内示をします。

（2）開設準備経費補助金の交付要件

補助金の内示後に交付申請の手続きを行い、本市から交付決定がなされた日以降に開始することが交付の要件です。

（３）補助金の交付時期

事業完了後、事業実績報告書を提出いただきます。提出書類の確認後、補助金を交付します。

（４）介護保険関係法令の遵守

介護保険法及び関係する省令等に定められた基準を満たしていることが必要です。

また、地域密着型サービスの趣旨に沿った事業計画の策定をお願いします。

なお、基準等の概要についてはP8からP9の「小規模多機能型居宅介護事業所等の指定（人員・設備）基準の概要」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定（人員・設備）基準の概要」をご参考ください。

（５）関係法令の遵守

前記（４）の介護保険関係法令の遵守とともに、都市計画法、建築基準法、消防法等の関連法令を遵守した事業計画の策定をお願いします。

（６）他事業所との併設による事業計画

他の介護事業所等との併設による事業計画も可能ですが、その場合は、現に対象事業所の開設準備に要した費用のみを補助対象とします。

（７）小規模多機能型居宅介護事業所等

有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅等と併設する事業計画も応募可能ですが、小規模多機能型居宅介護事業所等の趣旨に鑑み、**当該住宅等の入居者のみを利用者とすることなく、広く事業所所在地の近隣地域から利用者を募ることを条件とします。**

小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者は要介護等の状態にある高齢者の方となりますので、高齢者に十分配慮した事業所整備計画の策定に努めてください。

小規模多機能型居宅介護事業所等を運営する事業者は、その事業の運営に当たって、地域住民との連携や協力体制を確保するなど地域との交流を図る必要があります。開設後の良好な地域交流を見据えて、応募に際しては、**町内会や自治会を始め、地域住民の方々、事業所予定地の近隣の方々に対して丁寧な説明を行ってください。なお、建築により日照・騒音等の影響を受けると考えられる地域住民に対しては、特にご配慮ください。**

この、地域への説明状況に関しましては、開設協議書の提出時に、その結果や経過について別に用意します様式にて提出いただく必要があります。

なお、説明にあたっては、「名古屋市に応募し、事業計画が採択されない場合や令和９年度予算編成の過程において小規模多機能型居宅介護事業所等に対する補助金額が当初予定されていた補助金額より低くなった場合、同様の理由により補助そのものがなくなった場合等は事業化されないこともある。」旨の説明をするなど十分に留意してください。

（８）定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅等と併設する事業計画も応募可能ですが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所については、当該住宅等の入居者のみを利用者とすることはできません。広く事業所所在地の近隣地域の方へのサービス提供に努めていただき、**４年目以降には利用者の３割以上が近隣地域の方となるよう努めてください。**また、応募法人（その法人と代表者を同一人物とする法人も含む）が、既に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営している場合には、**近隣地域の方へのサービス提供の実績があることを確認させていただいた上で、補助対象の事業所を開設いただくこととなりますのでご留意ください。**

６　審査・選考

（１）審査

提出いただいた書類を審査させていただくほか、必要に応じてヒアリング等を行います。

なお、提出いただいた書類に虚偽等がある場合には、応募自体を無効とさせていただきます。また、選考後において虚偽等が判明した場合にも選考を無効とさせていただきます。

（２）補助優先順位の選考

複数の法人から事業所開設申出書の提出をいただいた場合、愛知県の予算編成の過程において、全ての開設準備案件についての補助は不可能となる場合が想定されます。

そのような事態に備え、本市において優先順位付を行い、愛知県への補助金申請を行って参ります。ただし、県基金の審査において本市と異なる優先順位となる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

〇優先順位について

小規模多機能型居宅介護事業所等と定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のそれぞれで優先順位を決定します。

下記の第１優先順位で優先順位をつけることができない場合は第２優先順位、第２優先順位によっても優先順位がつかない場合は第３優先順位により順位を決定します。

第１優先順位・・・開設する事業所のサービス種別（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を除く）
看護小規模多機能型居宅介護事業所＞小規模多機能型居宅介護事業所＞サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所＞サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の順番で優先順位をつけます。

第２優先順位・・・開設する事業所の所在区
令和８年６月１日時点における対象事業所の整備率が低い区の優先順位を高いものとします。
※各区の整備率（令和８年６月１日現在）については、P10 をご覧ください。

第３優先順位・・・開設する事業所の中学校区
対象事業所の数が少ない中学校区の優先順位を高いものとします。

※上記によっても順位づけが出来ない場合は、定員や実施地域等を加味した上で順位づけを行って参ります。

７　スケジュールの概要

令和 ８年度	７月６日	事業所開設申出書の受付開始
	９月４日	事業所開設申出書の提出期限
	10 月２日	開設協議書の提出期限
	協議書 受付後～	書類審査・（必要に応じて）ヒアリング等
	２月	採択の通知
	３月	名古屋市予算議決
令和 ９年度	秋ごろ	・開設準備補助金の内示 ・補助金申請書類の提出　交付決定後、事業所の開設準備開始
	３月	・事業所指定準備（指定申請書類作成等） （本市では、対象事業所の指定は年４回(4/1、7/1、10/1、1/1)行っております。） ・現地確認等
	４月	・事業者指定（令和 10 年４月１日まで）

８　その他留意事項

○小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト型含む）につきましては、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定を併せて受ける予定としてください。

○この開設準備経費補助事業は、対象事業所を開設し安定した質の高い当該サービスを提供するための体制整備を支援することが目的であり、補助金の交付条件の中に、交付の目的に反して使用等してはならない旨が入っております。

この補助事業を活用して開設した事業を廃止（事業譲渡による廃止も含む）すること、転用（別の事業に切り替えること）すること等は補助金の返還につながります。

なお、事業の廃止や転用等の財産処分は市の承認なく行うことはできません。

○補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準じて行ってください。

○原則、令和８年10月３日以降の計画変更・辞退は認めませんのでご注意ください。なお、採択された案件につき万が一辞退された場合は、来年度以降５年間にわたり本公募に申し込むことができなくなりますのでご注意ください。

○代行申請は不可とします。

○応募者が名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第２条第２号に規定する暴力団員等（暴力団員と密接な関係を有する者を含む）、名古屋市が行う事務及び事業からの排除対象者であることが判明した場合は、応募を無効とします。また、暴力団員等でないかどうかを愛知県警察本部長に対し照会することがあります。

○既存の小規模多機能型居宅介護事業所等や定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を廃止し、新規設立をする場合（移転を含む。）は補助対象外とします。

○提出書類については、名古屋市情報公開条例（平成12年条例第65号）に基づく開示の対象となることもありますのでご留意ください。

介護保険法等の確認は

介護保険法を始め、厚生労働省令「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」、関係通知等、国の示す基準等の関連資料に関しましては、「NAGOYA かいごネット」を始め、以下のホームページでご確認ください。

□NAGOYA かいごネット　https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/
□厚生労働省ホームページ　https://www.mhlw.go.jp
□独立行政法人福祉医療機構ホームページ　https://www.wam.go.jp

お問い合せ・ご相談は

募集に関するお問い合せやご相談、また、「事業所開設申出書」「開設協議書」の提出は次までお願いします。

ご来庁される場合は、必ず事前にご連絡ください。

〒460-0008　名古屋市中区栄三丁目７番12号　サカエ東栄ビル３階
名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課　居宅指定担当
電　話　０５２（２１２）６５３４
ＦＡＸ　０５２（９５９）４１５５
メールアドレス　a3487@kenkofukushi.city.nagoya.l（エルジー）g.jp

※1 災害レッドゾーン

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 33 条第 1 項第 8 号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地

※2 災害イエローゾーン

下記表に掲げる区域に指定されている土地

土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第７条第１項の土砂災害警戒区域
浸水想定区域等	水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第１項又は第２項の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の２第１項又は第２項の雨水出水浸水想定区域、同法第 14 条の３第１項の高潮浸水想定区域
	津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 10 条第３項第２号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第 53 条第１項の津波災害警戒区域
	（特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 32 条第１項の都市洪水想定区域、同法第 32 条第２項の都市浸水想定区域

小規模多機能型居宅介護事業所等の指定(人員・設備)基準の概要

サービス概要		○事業所での入浴・排せつ・食事などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などの「通いサービス」を中心に、利用者の状態や希望により「宿泊サービス」や「訪問サービス」を組み合わせて提供し、24時間、365日体制で在宅での生活をサポートするサービス 看護小規模は、小規模多機能型居宅介護のサービスに、訪問看護の機能を追加したもの ○1事業者の登録定員は「29名」が上限で、今回の募集は「25名以上」が対象 （サテライトの場合は「18名以下」で、今回の募集は「18名」が対象）		
		訪問サービス	事業所従業者が登録者の居宅を訪問し、居宅において行うサービス	
		通いサービス	○登録者を事業所に通わせて行うサービス ○通いサービスの定員は登録定員の1/2～15名（サテライトの場合は登録定員の1/2～12名） ただし、登録定員が25名を超える場合は、登録定員に応じて最大18名まで	
		宿泊サービス	○登録者を事業所に宿泊させて行うサービス ○宿泊サービスの定員は通いサービスの定員の1/3～9名 （サテライトの場合は通いサービスの定員の1/3～6名）	
人員基準	代表者	内　容	法人の代表者 法人の規模等から、理事長等を代表者として扱うことに合理性を欠く場合、地域密着型サービス事業部門の責任者を代表者として差し支えない	
		要　件	認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者、又は、保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者 ただし、厚生労働大臣が定める研修を修了していること	
	管理者	勤務形態	常勤専従を原則 ただし、利用者の処遇に支障がない場合には、兼務が可能	
		要　件	3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了している者 看護小規模の場合は、保健師又は看護師であれば、研修受講は不要 （サテライトの場合は本体事業所の管理者でも可）	
	計画作成担当者	配　置	1人以上	
		勤務形態	非常勤でも可能 利用者の処遇に支障がない場合には、兼務が可能	
		要　件	介護支援専門員の資格を有する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了している者 （サテライトの場合は、本体事業所の介護支援専門員により全体計画（居宅サービス計画）の作成が適切に行われる(サテライトの計画作成担当者は個別のサービス計画のみを作成する)時は、介護支援専門員の資格がなくても可）	
	介護従業者	日　中	通い	常勤換算で通いサービス利用者の数が3又はその端数を増すごとに1．0以上
			訪問	常勤換算で1．0以上 看護小規模の場合は、常勤換算で2．0以上 （サテライトの場合は常勤換算でなくても可）
		夜間及び深夜	夜勤（宿泊・訪問）	1人以上
			宿直	1人以上 （サテライトの場合は、本体事業所の宿直者により適切に処遇が行われれば配置不要）
				宿泊利用者がいない場合は、夜間及び深夜の時間帯における連絡体制が整っていれば、夜勤及び宿直の配置は不要
		資　格	介護福祉士や訪問介護員の資格は必ずしも必要としない。 ただし、介護等に関する知識、経験を有するものであることが原則	
		その他	○1人以上は常勤 看護小規模の場合は、1人以上は常勤の保健師又は看護師 ○1人以上は看護師又は准看護師 看護小規模の場合は、常勤換算で2．5以上は保健師、看護師又は准看護師 （サテライト型小規模の場合は、本体事業所の看護師又は准看護師により適切に処遇が行われれば配置不要 サテライト型看護小規模の場合は、常勤換算で1．0以上は保健師、看護師又は准看護師）	
設備基準		消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置すること		
		居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び備品を備えること		
	居間・食堂	居間及び食堂の合計面積が、通いサービスの利用定員に3平方メートルを乗じた面積以上であること		
	宿泊室	定員	宿泊室の定員は、原則「1人」とする	
		広さ	宿泊室の床面積は「7．43平方メートル以上」であること	

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定(人員・設備)基準の概要

サービス概要			定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うサービス なお、正当な理由がある場合を除き、地域の要介護者へのサービス提供を行わなければならない
		定期巡回サービス	訪問介護員等が定期的に利用者の居宅を巡回して行うサービス
		随時対応サービス	あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族からの通報により、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の要否等を判断するサービス
		随時訪問サービス	随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話
		訪問看護サービス	看護師等が医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助
人員基準	管理者	勤務形態	常勤専従を原則 ただし、利用者の処遇に支障がない場合には、兼務が可能
	オペレーター	配置	提供時間帯を通じて1人以上 また、ICTの活用により、随時訪問サービスにも従事が可能 場合により、複数の事業所のオペレーション機能を集約することも可能
		要件	1人は常勤の看護師・介護福祉士・医師・保健師・准看護師・社会福祉士・介護支援専門員であること その他は、利用者の処遇に支障がない場合、1年以上(初任者研修又は旧2級ヘルパーは3年以上)サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者でもよい
		勤務形態	専従を原則とするが、利用者の処遇に支障がない場合は、兼務可能
	訪問介護員 定期巡回サービス従業者	配置	必要数
		要件	介護福祉士又は訪問介護員であること
	訪問介護員 随時訪問サービス従業者	配置	提供時間帯を通じて1以上
		要件	介護福祉士又は訪問介護員であること
	看護職員	配置	常勤換算方法で2．5以上
		要件	1人以上は常勤の保健師又は看護師でなければならない
	計画作成責任者	配置	上記従業者のうち、看護師・介護福祉士・医師・保健師・准看護師・社会福祉士・介護支援専門員のうちから1名以上を選任
設備基準			事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設ける必要がある
	オペレーションセンターの通信機器		利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、利用者の心身の状況等を蓄積し、随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等を備えなければならない
	利用者に配布する端末機器		利用者がセンターへの通報に使用する端末機器(ケアコール端末)は、ボタンを押すなどにより、簡単に通報できるものでなければならない(利用者の心身の状況により利用者所有の家庭用電話や携帯電話により随時の通報を行わせることも可)
	その他		指定夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてこれらの事業が一体的に運営されている場合は、双方の事業で設備を共用することができる

対象事業所の開設状況（令和8年6月1日現在）

	要介護者等状況（R8.5末）			事業所数等			整備率		未整備率順位	
	要介護（①）	要支援（②）	計(③)	（看護）小規模多機能型居宅介護事業所等（R8.6.1現在）		定期巡回・随時訪問介護看護事業所（R8.6.1現在）	（看護）小規模多機能型居宅介護事業所	定期巡回・随時訪問介護看護事業所	（看護）小規模多機能型居宅介護事業所	定期巡回・随時訪問介護看護事業所
				か所	定員(④)	か所（⑤）	④/③	⑤/①		
千種	5,795	2,936	8,731	6	166	4	1.90%	0.069%	9	16
東	2,545	1,352	3,897	1	29	0	0.74%	0.000%	1	1
北	7,144	3,696	10,840	11	286	3	2.64%	0.042%	13	12
西	5,035	2,733	7,768	4	95	2	1.22%	0.040%	6	11
中村	5,177	2,882	8,059	7	175	1	2.17%	0.019%	12	6
中	2,433	1,465	3,898	5	116	0	2.98%	0.000%	15	1
昭和	3,705	1,973	5,678	5	121	2	2.13%	0.054%	11	13
瑞穂	4,149	2,251	6,400	2	49	1	0.77%	0.024%	3	7
熱田	2,441	1,282	3,723	1	28	0	0.75%	0.000%	2	1
中川	7,670	4,161	11,831	6	169	1	1.43%	0.013%	7	5
港	5,872	3,253	9,125	3	87	0	0.95%	0.000%	4	1
南	5,929	3,258	9,187	6	149	2	1.62%	0.034%	8	10
守山	6,956	2,916	9,872	4	107	2	1.08%	0.029%	5	9
緑	7,988	4,261	12,249	10	261	2	2.13%	0.025%	10	8
名東	5,320	2,746	8,066	9	221	3	2.74%	0.056%	14	15
天白	5,402	2,540	7,942	10	281	3	3.54%	0.056%	16	14
計	83,561	43,705	127,266	90	2,340	26	1.84%	0.000%		

＊事業所数等のうち看護小規模多機能型居宅介護事業所の状況

千種区：2か所・定員58名、北区：4か所・定員105名、中区：1か所・定員29名、中川区：1か所・定員29名、港区：1か所・定員29名、守山区：1か所・定員29名、緑区：3か所・定員74名

＊定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の未整備率順位は、整備率が同率の場合、要介護者数の多い区を高順位とする。